

水島港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和元年10月

水島港港湾管理者

岡山県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき

- ・平成18年 5月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成18年 7月 交通政策審議会第18回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成22年 1月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成22年 3月 交通政策審議会第37回港湾分科会
- ・平成24年 6月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成24年 7月 交通政策審議会第49回港湾分科会
- ・平成25年12月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成27年 1月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成28年10月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成28年11月 交通政策審議会第65回港湾分科会

の議を経た水島港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3
港湾の効率的な運営に関する事項	4
1 効率的な運営を特に促進する区域	4

変更理由

- 1 玉島地区において、埠頭内の労働環境改善に寄与する管理棟を建設するため、公共埠頭計画及び土地利用計画を変更する。
- 2 建設する管理棟を港湾運営会社に貸付け、既存施設と一体的に、効率的な埠頭の運営を図るため、効率的な運営を特に促進する区域を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 玉島地区

埠頭内の労働環境改善に寄与する管理棟を建設するため、以下の施設について計画を変更する。

水深 7.5 m 岸壁 4 バース 延長 520 m

(既設) TH41C~TH44C

埠頭用地 16 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
(うち 16 ha 既設) [既設の変更計画]

既設

水深 7.5 m 岸壁 4 バース 延長 520 m

TH41C~TH44C

埠頭用地 16 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、玉島地区の土地利用計画を次のとおり計画する。

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
玉島 地区	(114) 114	(59) 59	(293) 293	18	(18) 18	(54) 54	(538) 556

注1) 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域

自動車専用船により運送される貨物を取り扱う以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。(法第43条の11第6項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む。)

玉島地区

(玉島ハーバーアイランド4号埠頭)

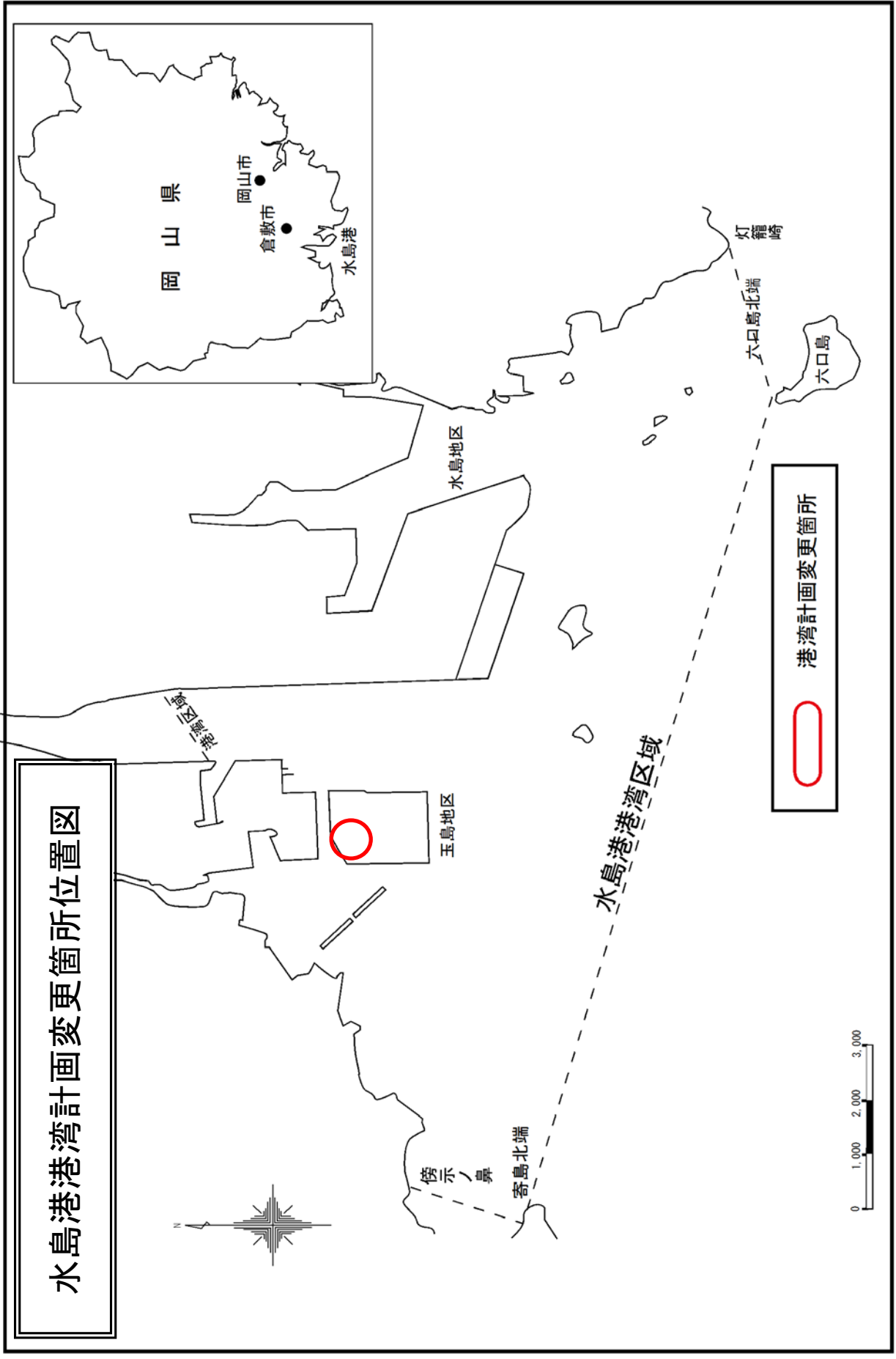
公共埠頭計画の変更に伴い、次のとおり計画を変更する。

水深7.5m 岸壁4バース 延長520m

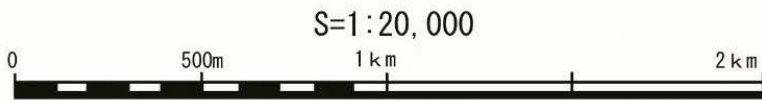
(既設) TH41C~TH44C

埠頭用地 16ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(うち16ha既設) [既設の変更計画]



水島港港湾計画図



凡		例	
	航路、泊地、航路・泊地		埠頭用地 (今回計画)
	外郭施設		埠頭用地 (既定計画)
	公共岸壁		(既定)
	公共耐震強化岸壁		緑地 (既定計画)
	公共物揚場		緑地 (既定)
	ドルフィン		臨港道路 (既定)
	小型棧橋		その他の用地 (既定)
	海浜		将来構想
			効率的な運営を特に促進する区域 (港湾運営会社)